

(別紙1)

令和5年7月19日

## ベンベンマオ工場における構造用合板等の不適正格付に係る流通量等調査結果について

農林水産省は、ベンベンマオ工場から未格付の製品が流通したことを受け、当該製品を取り扱った輸入業者に対し JAS 表示の抹消を周知するとともに、当該製品の出荷停止の要請、流通量の情報提供の依頼を行い、FAMIC に流通量等の調査を実施させました。また、輸入業者から一部の製品を入手し、FAMIC に強度性能等の検査を実施させました。

以下にこれまでの調査結果概要をお知らせします。

### 1 当該製品の流通量

#### (1) 低ホルムアルデヒド構造用合板

- ・製造期間：令和4年2月22日から同年9月17日まで
- ・寸法：厚さが 9, 12, 15, 24, 28mm、幅は 910mm、長さは 1890mm
- ・製造量：最大で約 123 万枚（約 31 千m<sup>3</sup>）
- ・輸入量：少なくとも約 87 万枚（約 21 千m<sup>3</sup>）
- ・輸入業者からの販売量：少なくとも約 62 万枚（約 15 千m<sup>3</sup>）
- ・輸入業者：少なくとも 21 社

#### (2) 造作用単板積層材

- ・製造期間：令和4年6月15日から同年9月16日まで
- ・寸法：厚さが 22mm から 50mm、幅が 40mm から 910mm、長さが 1000mm から 3000mm
- ・製造量：最大で約 3 万本（約 0.3 千m<sup>3</sup>）
- ・輸入量：少なくとも約 1.5 万本（約 0.2 千m<sup>3</sup>）
- ・輸入業者からの販売量：少なくとも約 1.3 万本（約 0.1 千m<sup>3</sup>）
- ・輸入業者：少なくとも 2 社

2 構造用合板については住宅等の壁下地部材等への使用が想定されることから、当該製品の強度性能等を確認するため、FAMIC に製品の検査を実施させたところ、一部の製品で接着の程度や板面の品質が JAS の基準を満たさないものがありましたが、曲げ性能等の強度性能やホルムアルデヒド放散量については基準を満たしていました。

3 法第 36 条において準用する法第 19 条第 3 項の規定に基づき、ムトゥアグンから、令和5年6月28日付けで、ベンベンマオ工場に対する認証を取り消したとの報告書の提出がありました。

4 国土交通省に対して、1～3について情報提供しました。